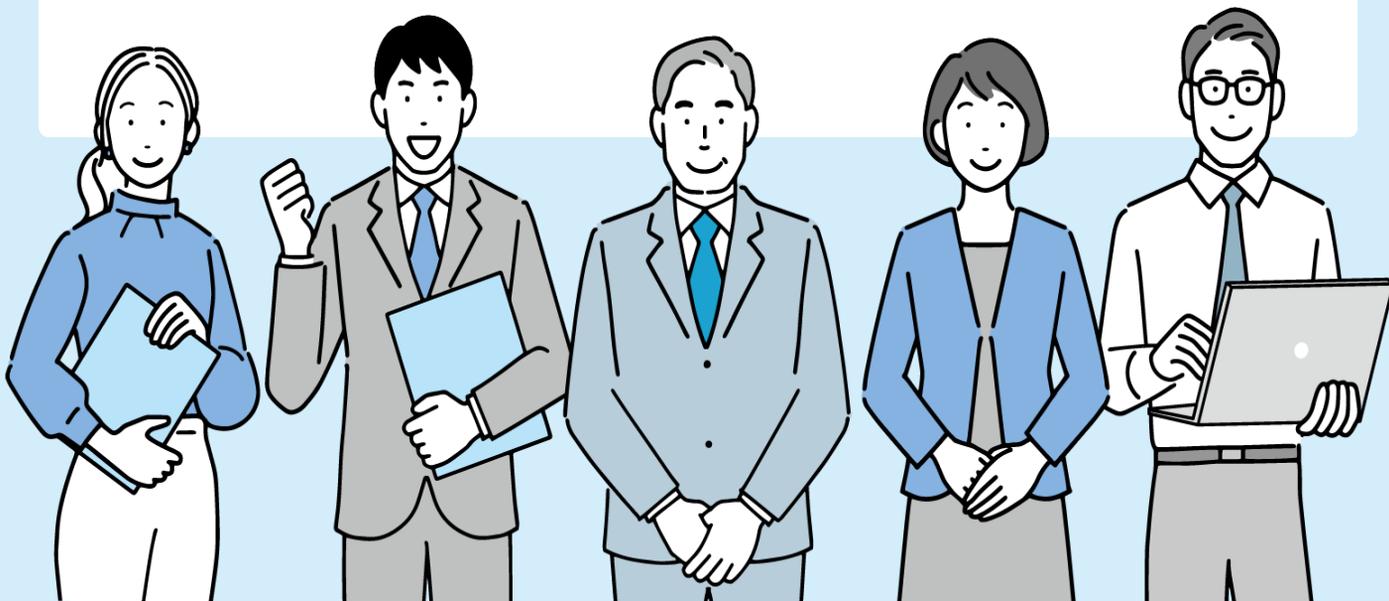




ハロートレーニング  
— 急がば学べ —

事業主・教育機関の皆さまへ

# 求職者支援訓練を 開講しませんか？



応募倍率



愛知県の応募倍率は  
全国平均を上回る  
1.43倍(令和5年度)

奨励金上乘せ



デジタル系訓練について  
は奨励金の上乗せ特例  
措置あり

訓練期間・時間



訓練期間は2か月から、  
訓練時間は80時間/月  
以上で設定可能

訓練実施方法



通所やオンラインで  
訓練実施可能

求職者支援訓練の実施後に支給を受けられる奨励金があります

# 求職者支援訓練の種類



## 基礎コースと実践コースの2種類があります。

基礎コースでは、原則として1か月目に社会人としての基礎力(ビジネスマナー、コミュニケーションスキル等)を習得するための講習(職業能力開発講習)を実施し、2か月目以降に仕事に必要な知識・技能等を習得するための訓練を実施します。

実践コースでは、1か月目から仕事に必要な知識・技能等を習得するための訓練を実施します。

### 基礎コース

職業能力開発講習



仕事に必要な  
知識・技能等

原則として1日目(1か月)

2日目以降(1~3か月)

- 訓練期間 2~4か月の間で設定
- 訓練時間 1か月あたり100時間以上(1日につき原則として5時間以上6時間以下)
- コース例 ・初めてのカフェスタッフ養成科 ・未経験でも大丈夫ビジネスパソコン基礎科

### 実践コース

仕事に必要な知識・技能等  
(2~6か月)

- 訓練期間 2~6か月の間で設定
- 訓練時間 1か月あたり80時間以上(1日につき原則として3時間以上6時間以下)
- コース例 ・WEBデザイナー科 ・Webシステム開発科  
・介護職員初任者研修科 ・パソコン簿記社会保険事務科  
・ITエンジニア養成科 ・食生活アドバイザー養成科

### オンライン訓練の設定について

実践コースの全分野において、オンライン訓練を実施することができます。(諸条件あり)

## 訓練実施奨励金 (受講者1人あたりの月額)

求職者支援訓練が適切に行われ、かつ、支給要件を満たす場合には、訓練実施後に受講者数や雇用保険適用就職率に応じた訓練実施奨励金の支給が受けられます。詳しい支給要件については、愛知労働局にお問い合わせください。

### ① 基本奨励金

- 基礎コース 6万3千円×受講者数×月
- 実践コース 5万3千円×受講者数×月

### ② 付加奨励金(実践コースのみ)

求職者支援訓練の修了者等の雇用保険適用就職率に応じた額

- 35~60%未満 1万円×受講者数×月
- 60%以上 2万円×受講者数×月

### ③ 保育奨励金(託児サービス支援付きの訓練を実施した場合)

- 児童1名当たり6万6千円を上限とした実費×月



New

デジタル系の訓練コースには、5つの奨励金の特例措置があります。

# 求職者支援訓練を実施するまでの流れ

## (1) 認定申請の相談

(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構愛知支部  
(tel 052-221-8755)にご連絡ください。

主な説明事項

- ・求職者支援制度の概要
- ・求職者支援訓練の認定基準(※)
- ・訓練カリキュラムの作成に関するアドバイス
- ・認定申請書の作成に関するアドバイス

\* 申請受付期間は決まっていますので愛知支部  
Webページにスケジュールを掲載しています。

## (2) 訓練内容の検討・申請書類準備

## (3) 愛知支部に求職者支援訓練の認定申請書類を提出

認定基準を満たす訓練計画を策定し、受付期間内に  
申請書及び添付書類を愛知支部に提出してください。

認定申請書の作成の相談は随時  
受け付けています。



## (4) 認定申請書の審査・補正

愛知支部から申請書類の修正依頼や確認を行う場合  
があります。

## (5) 訓練の認定

認定された訓練コース情報は、「ハローワークインターネットサービス」の職業訓練検索に掲載します。

\* 審査結果や認定申請状況などによっては、認定されない場合もあります。

## (6) 受講者の募集

受講者の募集・申込受付は、ハローワークで行います。認定を受けた機関では、ハローワークなどへのコース案内の配布、受講希望者への説明会開催などを行ってください。

## (7) 受講者の選考

訓練実施機関において面接・筆記試験等適切な方法によりにより受講者の選考を実施し、選考結果を申込者・ハローワーク・愛知支部に通知してください。

## (8) 訓練実施

認定を受けた内容のとおり、訓練を実施していただきます。

\* 毎月、当支部が訓練実施機関を訪問して、訓練が適切に実施されていることの確認を行います。

\* 認定基準の項目の例

### ● 訓練実績

☑ 過去3年以内に実施した同期間、同時間 程度の**集合形式**で行った訓練実績が必要です。

・同程度の訓練は、訓練期間及び総訓練時間(企業実習を除く)が、申請する求職者支援訓練の**7割以上**あり、訓練内容が職業能力の開発及び向上に効果的な内容であることが必要です。

・介護職員養成研修又は技能講習の実績がある場合、特例が適用される場合があります。

・同一の受講者に対して提供した訓練期間及び訓練時間を合算できる場合があります。

### ● 業務運営体制の構築、責任者の配置

☑ **講師、施設責任者、就職支援責任者、苦情処理者、事務担当者(常駐)**の配置が必要です。(一部兼任可能)

### ● 施設及び設備

☑ 訓練を実施する教室は、受講者1人あたり1.65㎡以上で、全面禁煙となります。

☑ 事務担当者等が業務を行う事務室は、教室や実習室とは**別の部屋として分離され**、同一または近隣の建物内に整備されていることが必要です。(教室を通過しないと他の教室、実習室、事務室又はトイレ等に**移動できない配置は認められません**。)

☑ 受講者が快適に受講できる照明、空調・換気、トイレ(男女別)、洗面所等の施設・設備が必要です。



#### お問い合わせ

独立行政法人  
高齢・障害・求職者雇用支援機構 愛知支部  
求職者支援課 TEL 052-221-8755

〒460-0003 愛知県名古屋市中区錦1-10-1  
MIテラス名古屋伏見4階

URL:<https://www.jeed.go.jp/location/shibu/aichi/index.html>